

令和7年度 辺土名小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、すべての辺土名小の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめを防止する目的で策定する。

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、辺土名小学校において、すべての児童が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができる学校と学級の確立を目指すものとする。

児童の豊かな心の育成や充実した学校生活を保障することは学校の大きな義務である。そのためにも校内、校外を問わずいじめが行われないことを目的とし、校長のリーダーシップの基、全職員がいじめや「いじめの防止対策」の必要性と重要性について共通理解と認識を持ち、辺土名小学校いじめの防止対策に全力を傾注する。※年度当初の共通確認及び、校内研修としても位置づけることとする。(令和4年度より)

また、すべての辺土名小学校の児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観・無視・放置・隠蔽することがないように、生徒指導と学級指導を徹底するものとし、さらに、いじめは「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ことについて全児童、全職員で理解を示し学校、保護者、地域、行政、関係機関と綿密な連携を図り、辺土名小学校におけるいじめ問題の根絶を目指すものとする。

【いじめの定義】

(平成25年 いじめ防止対策推進法)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 取り組みの方向性

- ① 「いじめは決して許されない非人間的行為である。」ことを、学校の教育活動全体を通して、全ての辺土名小学校児童にその認識と指導の徹底を図り、いじめの未然防止を目指し、いじめを許さない学校創りへ教師、児童、保護者、地域との協働体制を確立し、取り組むものとする。
- ② 児童の豊かな情操や道徳心を育み、自己肯定感や他者への尊厳を重んじ、自分やお互いの人格を尊重し合える態度や、心の通う人間関係を築く素地を養う取り組みを推進する。
- ③ 本校におけるいじめ防止対策は、平成25年策定された「いじめ防止対策推進法」及び、令和5年「沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版」を基に策定し、「一人残らず全ての辺土名小児童の教育を受ける権利」の保障を目指してその取り組みを推進する。

(3)いじめ問題対応の基本認識

- ① いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
 - ② いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
 - ③ いじめ問題は学校(教師)の指導の在り方が問われる問題であること
 - ④ いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
 - ⑤ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である
- [沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版 令和5年11月]

2 いじめ防止等における組織の編成

本校においては、いじめ防止対策推進法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する処置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」を踏まえ、これまで校内で設置されていた「人権教育委員会」、「心の教育ライン会(連絡会)」、「教育相談委員会」、「生徒指導委員会」において特に『人権教育委員会』を『いじめ防止対策推進委員会』と併用して設置するものとする。なお、名称については、組織のイメージを重くしないことを配慮し「いじめ防止」等の文言は避けるようにする。

① 「人権教育委員会」の開催

4月当初、9月上旬、12月下旬、3月当初 年4回を定期開催とする

② 内 容

毎月1回の心のアンケートとの実施と分析 → 共通理解と対応について
担任の児童との教育相談における情報の共有と対応について。

③ 緊急時の開催

いじめにより、児童の生命、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがあると認める場合。これを「重大事態」とし、緊急に「人権教育委員会」を開催する。



3 未然防止について

(1) いじめを許さない学校づくり

- 児童生徒理解を深め、児童一人ひとりを大切にするとともに、日常的な関わりの中で職員と児童の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気醸成する取組の充実。
- いじめ問題の指導方針の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童については、学校(教師)が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決(少なくとも3か月を目安)したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

[沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版]

① <校長>

職員へ学校教育目標や重点目標等から「豊かな心」道徳的心情の育成にふれ、辺土名小の校内や児童においていじめは絶対に許されないことを、職員に周知し学級経営や教科経営におろすように指示する。

さらに、児童には校長講話や日常の関わり(行事等のあいさつや朝のあいさつ運動等)の中において、「いじめは人間として許されないことである」との雰囲気を醸成する。

② <職員>

[いじめ対策防止推進法第8条]

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ対策防止推進法第8条「学校及び学校の職員の責務」を踏まえ、職員一同一丸となっていじめの未然防止に使命感と責務をもって取り組む。

- [いじめに関する情報収集と実態の把握]
 - ・実態調査(心のアンケート)月1回確実な実施(月末実施。翌月1週目までに取りまとめ。)
 - ・個人面談(教育相談)や生活日記等における情報の収集。
 - ・日常の生活の観察(表情や身体的体調)
 - ・心理テスト(i checkの実施と分析)〈5・6年〉

③ <養護教諭>

- 保健便り等で「命の大切さ」「人権」等についての啓発に取り組む。
- 不登校気味の児童や保護者の相談の引き受けや、担任と連携して情報の共有に努める
- 「いじめ」等が不登校や登校しぶりの原因になりうることを十分理解し、担任への情報提供に努める。
- 体調不良等で保健室に来た児童については、その旨をしっかりと把握し、必要に応じて関係職員とその対応について情報を共有する。

4 いじめの早期発見について

教師が、ゆたかな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努め、児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒へのアンケートや教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して早期発見に努め、事実を隠蔽することなく迅速に対応する。

- ① 日常的な教師の観察による把握
[段階的把握]

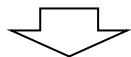
第1段階	第2段階	第3段階
<ul style="list-style-type: none"> ・遊び ・ふざけ ・いたずら 	<ul style="list-style-type: none"> ・けんか ・いじわる ・からかい 	<ul style="list-style-type: none"> <心理的いじめ> 集団無視・物を隠す・仲間はずれ・言葉での脅かし <物理的いじめ> 暴力（なぐる、ける、たたく）・金品のたかり・使い走り

△ いじめ：いじめる側が一方向的に仕掛ける。執拗に繰り返される。いじめられる側は心身とも傷つくが、いじめた側は傷つかない。

△ けんか：ほぼ対等の関係で、勝ったり負けたりがある。

△ ふざけ：双方が親しい関係か、それに近い状況に有り、相手を傷つけるようなダメージを与えることはない。

- ② 毎月の心のアンケートによる把握 → 生徒指導担当からアンケートを各担任に配布。
③ 教育相談月間の実施(基本的に6月、10月、1月を教育相談月間とする)
④ 学校生活日常における児童からの情報
⑤ 日常の日記や、児童からの「手紙」等による把握
⑥ 保護者や地域からの情報提供から



上記①～⑥における実態や状況の把握について、毎月の「心の教育連絡会」において全職員でその情報を共有し、対応や改善に向けて取り組む。なお、状況や事によっては緊急に連絡会を開催するものとする。

5 いじめが確認されたときの処置について

- (1) 情報を集める ※二人以上の教職員で対応するようにする。

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を抑止する。
暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員で対処する。
- 周りの児童や、保護者からの情報が提供された場合はその旨を直ちに全職員で共有し、更なる情報の収集に努める。(真摯に傾聴する)
- 発見や通報を受けたときには、直ちに関係児童から聞き取りを行い、正確な事実の把握に努める。(被害者、加害者、発見者、保護者、学級員)必要に応じてアンケートも実施する。
- 状況の聞き取りを行う際は、対象児童に配慮し、聞き取りの時間や、場所に慎重は配慮を要して行う。(会議室・保健室・校長室)

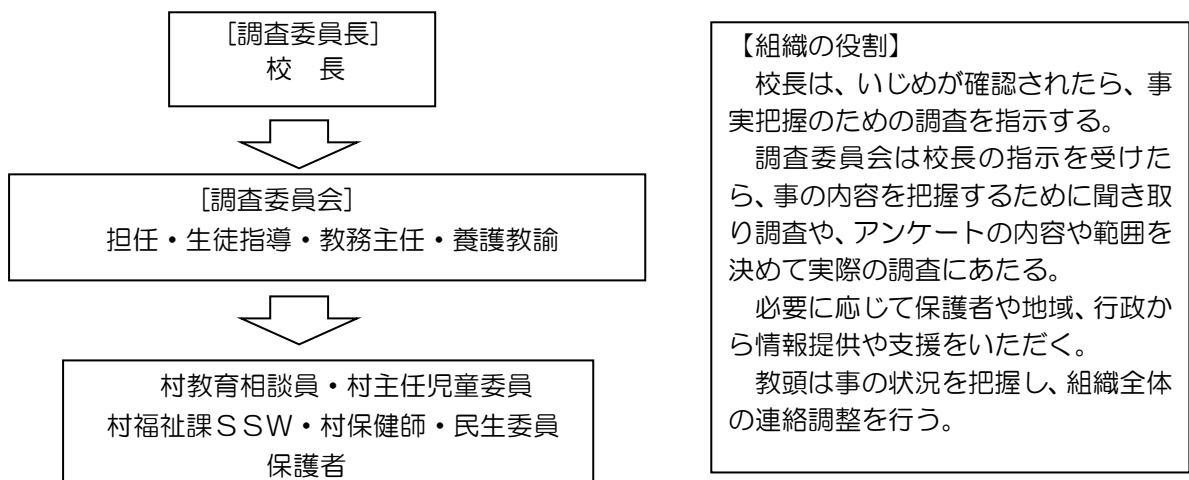
- △ 聞き取りは、担任と生徒指導担当が中心となるが、必要に応じて配慮する(養護教諭等)
- △ 得られた情報は確実に記録し、確認まで行う。→ 全職員で共有
→必要に応じて説明できるようにする。
- △ 一対の事情にとらわれず、いじめの全体像や、背景まで把握するように努める。

(2) 指導・支援体制を組む(確認する)

- いじめられた児童やいじめた側の児童への対応は学級担任や生徒指導主任及び必要に応じて養護教諭等が関わる。
- 保護者への対応については、校長に確認し担任で行うが、保護者の要望や事の重大さによっては校長がその説明にあたる。
- 村教育委員会や関係機関への報告や連絡の必要性については、校長まで確認し報告の内容や範囲を決める。

(3) 調査体制を組む

- この内容によっては、担任も聞き取りの調査対象者となりうるので、基本的な体制を示すが事と場合によって臨機応変に組織する。



6 重大事態の定義

《 重大事態の定義 》

ア. 生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた場合 (生命・心身・財産重大事態)

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場
- 精神性の疾患を発症した場合

イ. 相当の期間, 学校を欠席することを余儀なくされている場合 (不登校重大事態)

- 不登校の定義を踏まえ, 年間30日を目安とするが, 児童生徒が一定期間, 連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識

ウ. その他の場合 (申し出 重大事態)

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

7 重大事態の対応フロー図

